

(公印省略)

2 福薬発第 4 9 8 号
令和 2 年 9 月 1 6 日

各地区薬剤師会会長 殿
本会役員 各位

公益社団法人福岡県薬剤師会
会 長 原 口 亨
(新型コロナウイルス感染症対策本部長)

福岡出入国在留管理局からの在留外国人への情報周知依頼について

現在、日本では新型コロナウイルス感染症対策として、中国やアメリカをはじめとする 1 5 9 の国や地域に滞在歴がある外国人の上陸を拒否していますが、9 月 1 日以降は在留外国人が出国前及び帰国時に一定の手続きをした場合は、これら 1 5 9 の国や地域に滞在歴がある場合であっても上陸を許可することになりました。

具体的には、次の手順が必要となります。

- ①法務省出入国在留管理庁に対し、出国前に「追加的な防疫措置に応じる」旨を誓約する。
- ②同庁に渡航先や再入国予定日、再入国港等をメールで申し出る。
- ③同庁から、申し出を受理した旨のメール（受理書）を受け取る。
- ④出国手続きの際、入国審査官に受理書を提示する。
- ⑤渡航先の国・地域を出国する前 7 2 時間以内に COVID-19（新型コロナウイルス）検査を受け、「陰性」を証明する検査証明を取得する。
- ⑥日本到着後、検疫所で新型コロナウイルス感染症の検査を受け、検疫後の入国審査で受理書を提示するとともに検査証明を提出して審査を受ける。

今回、上記の取扱いを事業主及び在留外国人に周知するため、福岡出入国在留管理局から制度の内容及び英語、韓国語、中国語の翻訳文が提供されましたので、薬局窓口等での周知にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、翻訳文は当会ホームページのホーム画面「新型コロナウイルス感染症（薬剤師向け）通知文書・リンク・資料・その他」にも掲載しておりますので活用ください。

※不明な点は福岡出入国在留管理局（092-717-7596）にご連絡ください。